

四	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
總合	三三	三〇	一九	三六	九〇	五八	三三	一八	四
									五九

第二子の出生は婚姻後六年以後—九年までに高い。

別に五一五家族九八一人の母について、一四—二九歳、三〇—四五歳の妊孕可能年齢層と、四六歳以上の妊孕年齢経過後の三階級に分ち、その子女の出生數、死亡數、現生存數を示してゐる。これら三組を平均すると母一人當り三・五四人を出産し、一・一八人死亡し、現生存二・四六人となる譯である。

前記の五、二五五家族調査の場合と多少の差異を免れまいが、著者自らもその結論に於て資料としての不完全さを認めてゐる。然し從來の人口資料の不整備に對する試みとしての著者の意圖する所は今後のこの種調査に於てより完全性を示さるべきであらう。

五一五家内、年齢組に照した九八一個の婦女の出産、死亡及び現存子女數と平均毎婦の出産、死亡及現存子女數

婦年齢	總數	出生數	死亡數	現存數	平均毎婦出生數	平均毎婦死亡數	平均毎婦現存數
一四—元	三〇一	三六三	一〇七	二七六	一・二七	〇・三六	〇・九三
三〇—四	三四	一、四四一	四四四	九〇八	四・三七	一・三六	二・九九
四以上	三六	一、七四八	六六	一、三三	四・七六	一・六八	三・〇九
總合	九八	三、四七三	一、五七	二、三二六	三・五五	一・二八	二・四六

ブルグドエルファア著「第三帝國に於ける人口發展」

ブルグドエルファア著「第三帝國に於ける人口發展」

Friedrich Burgdörfer, Bevölkerungsentwicklung im Dritten Reich, Tatsachen und Kritik 1938

「一國民が其の姿勢をかゝるも急速に轉換することが可能であるとは私は未だ考へ及ばなかつた」とはナチス政權樹立後の獨逸人口現象の好轉について嘗て米國農務省著名の高等農業經濟官 O. E. Baker が本冊子の著者獨逸統計局長ブルグドエルファア博士の報告を手にして語つた讚嘆の言葉であるが、本冊子はこの海外の識者にも感嘆と共に抄からざる希望をも與へた政變直後の獨逸人口現象好轉の跡を更に詳細に紹介したもので、もと著者の舊著『青年なき國民』第三版の附録として執筆せるものを別冊單行本として出版せるもの、筆者が茲に本誌上に紹介せる同著者の別著『白色民族は滅亡するか』にとつても同様追加附録として茲に紹介するに足らうと思ふ。尤も本冊子に取り扱はれてゐる内容は主として三三、四年と三五年の一部で聊か舊聞に屬するものではあるが、人口問題研究上モヌメンタルな一個の古典的事實としてその報告を邦語文獻の一部に止めてをくのも強ち無駄ではなからうと思ふ。

著者は本著主題に立入るに先立ち簡勁達意の筆を以てナチス政權樹立當時の獨逸人口現象の國民的危機について語つてゐるが、いまその中から特に標本的な數字を擧げてみると獨逸全國の出生總數は次の如くで、

一九〇一年 (當時の領域内、人口五千六百萬)	1,033,000人
一九三二年 (大戰後の領域内、但し人口は六千五百萬)	1,033,000

一九三二年 九七八、〇〇〇
一九三三年 九五七、〇〇〇

過去三十年間に總人口の増加、有配偶者數、特に妊孕年齢有配偶女子數の増加にも拘らず出生總數は嘗ての半數にも及ばない。その原因が女子妊孕率の著減にあることは勿論で、世紀の變り目の妊孕率（妊孕年齢女子千人に付）年約三〇〇（公生子女）の數値は一九三三年には辛じて一〇〇、ベルリン市に於ては僅かに四五を算ふるに過ぎぬ。また一九〇〇年には妊孕年齢にある妻は三年に一人の出産をしてゐたわけだが、この平均出産速度は三三年には約十年に一人の割合となり、ベルリン市の如きは二十年に一人といふ状態になつて了つた。二十年に一人といへば實際には一夫婦は生涯唯一人しか子を生まないことになる。

三三年の統計數字はそれでも僅かながらの出生超過（人口千に付出生一四・七、死亡一一・二、従つて自然増加三・五）を示してゐるが、之は獨逸特有の年齢構成の然らしめる所で、之を著名な著者獨得の換算法（本誌第一卷第四號四六頁註参照）により年齢構成に於ける異常性を取り除いた場合の數字に訂正してみると三・五の出生超過は逆に五・四の死亡超過に替る。同じく右靜止人口に正常化せる場合の三三年の出生過不足は次の如くで、

農	村(人口二千以下の町村)	(-) 一〇%
	中小市町村(人口二千乃至十萬)	(-) 三・一%
	大都 市(人口十萬以上の都市)	(-) 五〇%
	全國平均	(-) 三・一%

著者が一九二七年について試みた同様の計算によると當時なほ一三%の出生過剩をみせてゐた農村地方までも遂に一〇%の不足を告げてゐる状態で、全國平均では一九二六年以降に指摘せられるといふ此の出生不足は遂

に三一%といふ數値を見せるに到つた。つまり必要な第三子の出生が總じて陽の目を見ずに葬られてゐるといふ勘定になる。

此の情勢を續けてゆく場合の獨逸人口の著減は明瞭で、嘗て獨逸統計局が行つた獨逸將來人口の推定に於いてその特に悲觀的な第二計算の假定（一九二七年の妊孕率が爾後年約一%の割合で更に二五%だけ低下するといふ假定）は既に六年にして實現されて了つたことになる。そして出産減退は假りにこゝで停止したとしても人口は最早や増加せず以後五十年の後獨逸總人口は約二千五百萬、即ち一八一六年ナポレオン戦争終熄當時の状態に萎縮して了ふことになる。

之に伴ひ年齢構成の惡化、國民的衰老、所謂『青年なき國民』の慘狀を招來することは必至で、一九一〇年には現人口の維持になほ四〇%の出生餘剩を示し猶ほ生長しつゝある國民として所謂ピラミッド型の年齢構成をもつてゐた獨逸國民は、停止人口の状態に近い現フランス國民に見るやうな釣鐘型の年齢構成を一足飛びに跳び越えて、底の狭まつた壺型のそれに變りかけてゐる。いひ換へれば極端に老齡化し萎縮しつゝある國民の年齢構成状態を實現しかけてゐることになる。三三年の年齢階級別人口を一九一〇年と對比してみると次の如くで、

一四歳未満	(-) 三・四	即ち (-) 一八%
一四—六五歳	(+) 九・一	(+) 二五%
六五歳以上	(+) 一・七	(+) 六一%
		(+) 三〇%

若し嘗てのピラミッド型年齢構成を飽くまで堅持する爲には一四歳以上成年人口の増加に伴ひ一四歳未満子供數の不足は約九百萬人に達するといふ。

右の如き状態の中で一九三三年一月所謂『第三國家』は誕生したものであるが、ナチス最初の人口政策的立法である『婚姻助成法』即ち結婚資金貸付制度は早く三三年六月一日に公布をみ同年八月一日より實施されてゐる。政變後に表はれた婚姻及び出産の著増の理由を何處までこの立法的效果に歸すべきかを檢證することも本冊子著者の一目的といつてゐるが、根本は固より新國家の政治的指導竝に今後の經濟的發展に對する國民の信頼に歸すべきもので、かゝる國民的信頼の表現される最初の人口現象が婚姻の増大であることはいふ迄もない。三三、四兩年獨逸の婚姻統計は次の如く、前大戰後にみる例外的前例を除いてその増加比率は著者のいふ通り確かに世界記録を實現せるものとすべし。

婚姻總數

對前年増

一九三三年	六三〇、八二六	一二二、二三五(二四%)
一九三四年	七三二、四三二	一〇〇、六〇五(一六%)

この數字を理解するには先立つ數ヶ年間の經濟危機と特に大量失業、之に伴ふ一般の經濟的及び政治的絶望状態が大量の婚姻人口を滯溜せしめてゐたことを考へねばならないのは勿論で、一九二八、九年の婚姻總數年約五十九萬は三二年に約五十一萬に低下してゐるが、著者は婚姻年齢人口の増大を考慮に入れば通常の婚姻率を基として年約六十萬の婚姻を期待し得る所であるとして、三〇乃至三二年の恐慌が惹起した婚姻の滯溜は總計約三十三萬と見てよいと推定してゐる。人間二人樂に暮してゆけさへすればすぐに結婚するものだといふモンテスキューの言葉通り此の滯溜してゐた婚姻はナチス治下に入ると共に續々と實現されたわけで、著者はこの事實を以て獨逸國民のナチス政府に對する自發的な國民投票に外ならずといつてゐる。この婚姻増加を更に四半季別に夫々對前年同期との増減比に於

いて示すと次の如くで、

一九三三年			
第一四半季	(-) 五、二〇五	(-) 五・二%	
第二四半季	(+) 二二、七〇四	(+) 一六・八%	(+) 一二一、二三五
第三四半季	(+) 三七、九五四	(+) 三・七%	
第四四半季	(+) 六五、七八二	(+) 四二・五%	
一九三四年			
第一四半季	(+) 四三、七五二	(+) 四六・二%	(+) 一〇〇、六〇五
第二四半季	(+) 三八、二二六	(+) 二四・二%	
第三四半季	(+) 二〇、九二三	(+) 一三・八%	(+) 一六%
第四四半季	(-) 二、二九六	(-) 一・〇%	

三四年の婚姻數を前々三二年に對して比較するならば其の増勢は總數で約二十二萬一千件、四三・五%といふ驚くべき數字を示すことになる。

今この婚姻増加のうち所謂結婚資金貸付制度によつて助成されたと考へられるものがどの位あるかを檢べてみると、三四年の婚姻總數約七十三萬一千件のうち約二十二萬五千件は本制度の恩恵に浴してゐて、丁度三二年に對する増加件數と略々同數になつてゐる。この事實は本制度の極めて時宜に適せるものであつたことを證明するものであるはいふまでもないが、とはいへ五百乃至一千マルクの貸付金は結婚への意志と未來への信頼を伴ふことなしには單にそれだけで當事者をして結婚を決心せしめる原因となるわけではないとして著者はこの婚姻著増の原因として寧ろ國民的生活意欲の回復とナチス政權に對する信頼とをより高く買つてゐる。その證據として著者は三三年七月公布八月實施の本制度とは無關係に既に同年第二四半季に對前年同期の婚姻増加が見られることを擧げ、なほ法律的助成に俟たざる此の時期の對前年同期約一七%増の數字が一般的經濟回復に伴ひ同

じく諸他の歐洲諸國にも認められる増率に較べて三乃至四倍の値をもつてゐることを告げてゐる。その後の増勢は貸付金制度にも助成されて更に顯著なことは前掲表の通りだが、滯留婚姻資源の涸渇と大戦時生まれの不足人口が結婚適齢期に入り来るに従ひ三五年以後には此の異常な姻婚増加の退潮が来たことは著者のすでに茲に豫告してゐるが如くである。

三

轉じて政變後の出産増加をみるにその好轉傾向は種々の徴候に於て既に三三年後半期に見られ、全國的によりも寧ろ地域的に、特に都市に於て認められる。

その増勢を四半年季別に夫々對前年同季の増減比に於てみると次の如くで、

一九三三年				
第一四半季	(-) 一五、一五六	(-) 五・八%		
第二四半季	(-) 六、三八三	(-) 二・六%		
第三四半季	(+) 三九八	(+) 〇・二%	(-) 二二、二四六	
第四四半季	(-) 一〇五	(-) 〇・〇五%	(-) 二二、二二%	
一九三四年				
第一四半季	(+) 三四、一〇九	(-) 一三・八%		
第二四半季	(+) 五二、三九四	(+) 二一・五%	(+) 二二四、二六四	
第三四半季	(+) 六一、九四七	(+) 二六・一%	(+) 二二三%	
第四四半季	(+) 七五、八一四	(+) 三三・一%		

三三年の第二四半季には出生減の停止傾向を見、第三四半季には僅かながら初めて増勢を示すに到つてゐる。第四四半季の再度の弱勢は同年初頭の流行性感冒の結果と見られる。婚姻著増に伴ふ大幅の出生増加は三四年に初めて見られる所で同年の出生總數二、二八一、一七九人は三年ぶりに百

萬臺を回復、出生率を前年の(人口千に付)一四・七から一躍一八・〇に引き擧げて嘗て一九二八年當時の數字(出生總數二、二八二、八一五、出生率一八・六)を略々再現するに到つた。

結婚資金貸付制度が同時に出産助成制度としてこの出生増加に影響したことは明瞭で、三三年八月から三五年三月までの本資金貸付件數は約四十萬一千、此の期間の婚姻總數の約三分の一に當つてゐるが、この四十萬一千の貸付件數に對し出生による貸付金の一部返済免除を受けたる件數は同じく右期間内に約十八萬二千となつてゐる。併し一婚姻當りの出生割合を見るには最後の九ヶ月間の婚姻は度外視すべきが正當で、さうすると三三年八月より三四年六月までの本資金貸付件數は約二十七萬六千となり、婚姻一〇〇に對し六六の出生(返済免除があつた勘定となり、著者は之を以て極めて喜ぶべき數値なりとしてゐる)。

また三四年中の返済免除(出生)件數約十三萬を同年中の對前年出生増約二十二萬四千と對比してみると、この出生増の五八%即ち約五分の三は本制度の恩恵を受けた夫婦の生んだものであることになる。これは勿論ナチス人口政策の効果を如實に實證するものであるが、とはいへ残りの九萬四千、四二%はかゝる外部的助成なしに増加したものであるわけで、著者はこの數字をも亦前者に劣らず喜ぶべきもの、或は國民的志向の好轉、既存の夫婦の子供に對する欲求の再燃に歸すべきものとしては寧ろ一層よろこぶべきものとしてゐる。

なほ右出生増加が殆んど公生兒出生の増加によつて實現されたことも特記すべきで、人口一萬五千以上市町村の三四年に於ける對前年出生増約十一萬、三四%の内、私生兒の増加は僅かに八百、二%に過ぎない。従つて有配偶女子の妊孕率は三四年に初めてその累年著減の傾向を逆轉するに到

つたことは次表に見るが如くである。

四五歳以下有配偶女子千人に付き出生

一九〇〇年	約 三〇〇
一九一三年(1)	二〇二・三
一九二八年(2)	二二七・九
一九二九年	二二二・二
一九三〇年	一一八・三
一九三一年	一〇七・三
一九三二年(2)	一〇〇・六
一九三三年	九九・五
一九三四年(3)	一一一・五

(1)大戦後の領域内、(2)三六五日に換算、(3)推定数

更に叙上の如き出産好轉の跡を都鄙別に辿つてみると其の回復歩調は都市に於て先づ表はれ、その程度も従前低出生率に停滞してゐただけに亦大きい。之を出生率の數字に見ると次の如くであるが、

人口十萬以上	一九三四年	三三年	三二年	三一年
十萬乃至五萬	一四・五	一〇・九	一〇・九	一一・七
五萬乃至三萬	一六・二	一二・六	一二・九	一三・七
三萬乃至一萬五千	一六・一	一三・二	一三・〇	一三・七
一萬五千以下	一六・五	一二・八	一二・九	一三・五
全國平均	二〇・四	一七・三	一八・〇	一八・九

特に著しいのは大都市に於ける出産好轉で、之を毎月出生數の對三二年同月比に見ると三三年五月以降略々一貫して累増の跡を示してゐること次表の示すが如くである。

ブルグドエルファア著「第三帝國に於ける人口發展」

一月	一九三三年	三四年	三五年
二月	(-) 三・四%	(+) 一二・九%	(+) 四七・四%
三月	(-) 八・四	(+) 九・七	(+) 四七・二
四月	(-) 二・四	(-) 二五・四	(+) 四五・七
五月	(+) 二・五	(+) 二八・三	(+) 四八・六
六月	(+) 一・二	(+) 三四・〇	
七月	(+) 一・二	(+) 三八・五	
八月	(+) 一・四	(+) 四二・〇	
九月	(+) 四・五	(+) 四二・九	
十月	(+) 七・〇	(+) 四九・一	
十一月	(+) 一・八	(+) 四七・〇	
十二月	(+) 三・三	(+) 五三・九	
	(+) 一一・八	(+) 四七・一	

早く三三年五月即ち政變後四ヶ月にして大都市に出生好轉の跡が見られるのは一見背理のやうであるが、之は出産の増加といふよりも寧ろ墮胎の減少の影響で、著者はこの事實をも亦ナチス政權に對する國民的信頼の證據に外ならぬとしてゐる。尤も國家的權力による墮胎禁止の強化も寄與するところ尠くならう。墮胎減少の事實は伯林の疾病積立金庫の公表數字にも確證される所で、嘗て一九二九年には正常出産一〇〇に對し流産一〇三であつたものは三四年九月以降正常出産に對する流産の割合は二〇%臺に、三五年一月以降には一〇%臺に著減するに到つてゐる。

とはいへ大都市に於けるその後の出生著増が主として出産意欲の回復に歸すべきものであるは勿論で、問題は婚姻の増加による第一子出生の外に、どの程度まで第二、第三、四子の出生が含まれてゐるかといふ點で、著者は次の如きハンブルグ市の統計を掲げて第二、第三子の出生が第一子同様、或は寧ろそれ以上に増加せる喜ぶべき現象を示してゐる。

項目	公出生産總數 (死産を含む)		各項百分比		三四年の三年に對する増加率
	三三年	三四年	三三年	三四年	
第一子	六、九一八	九、六〇〇	五三・九六%	五三・五六%	三八・七七%
第二子	三、三七六	四、七九六	二六・三三%	二六・七六%	四二・〇六%
第三子	一、三三三	一、九五〇	一〇・三三%	一〇・八八%	四七・三九%
第四子	五六五	七六九	四・四一%	四・二九%	三六・一一%
第五子	二九七	三八〇	二・三三%	二・二二%	二七・九五%
第六子及以上	三四二	六二八	二・六〇%	二・三九%	二五・一五%
計	一二、八二一	一七、九三三	一〇〇	一〇〇	三九・七九%

之に對し農村地方の出産好轉の跡をみるに、前掲表にも認められる通り都市ほどに著しくないのは農村人口が都市に較べて外的状態に影響さるゝ所輕いといふこともあり、又墮胎の事實が都市ほど蔓延してゐなかつたといふ點もあらう、とはいへ其の出生率の絶對値は地域的に多少の例外はあれ概して依然として都市より高く、農村人口の三四年度出生率は僅かながら初めて現人口維持に必要な要出生数を超過するに到つたこと次表に見るが如くである。

項目	出生率 (人口千に付)	出生過不足(1)	要向上率	粗出生率の(2)		出生過不足(1)
				實向上率	出生率 (人口千に付)	
農村(人口二千以上町村)	一八・〇	(-) 一〇%	一一%	約二〇	一六%	二〇・九 (+) 二%
都市(人口十萬以上)	一四・五	(-) 三三%	四五%	約三三	二五%	一八・一 (-) 一%
大都市(人口十萬以上)	一一・二	(-) 五〇%	一〇〇%	約三三	三三%	一四・九 (-) 四〇%
全國平均	一四・七	(-) 三一%	四五%	約二二	二二%	一八・〇 (-) 一五%

(1) 現人口維持に必要な出生數に對する過不足の謂ひ。年齢構成上の異常性を除去せるもの。
 (2) 右の出生不足を再び現在の年齢構成の場合に換算し普通の人口千に對する出生數とせるもの。

都市、特に大都市に於ける出生不足は減じたりとはいへ猶ほ大きいが、農村人口に於ける出生不足の克服は確かに未來を樂觀せしむるに足る前奏曲といつてよく、その後の獨逸人口統計の結果は事實に於てこの前奏曲の無駄ではなかつたことを證據立ててゐる。

戦時及び戦後生まれの者の生長に伴ふ結婚適齡人口の減少、従つて又之に伴ふ全體的な妊孕力の減退は著者の特に忠告する所で妊孕率の向上を措いては之が根本的對策なきことを力説してゐるが、ナチス治下獨逸の其の後の人口發展は着々としてこの著者の念願を實現しつゝあるわけをそれだけにいよゝ識者をして感嘆せしむるに足るものがあるといへよう。

尙、最後に著者は敘上の獨逸人口動勢の好轉を以て直ちに今後を樂觀するの早計を専門學者の立場から戒めてゐるが、婚姻資源の滯溜、第一子出生の著増等當時の出産好轉に特に好都合な特殊の諸事情を除いても、前大